平成 24 年 6 月 22 日

各　　位

会 社 名　株式会社協和エクシオ
代表者名　代表取締役社長　石川　國雄
（コード番号 1951 東証第 1 部）
問合せ先　取締役常務執行役員財務部長　渡邉　隆之
（ＴＥＬ．03-5778-1106）

取締役及び執行役員に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成24年6月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権について、募集事項を下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

１．ストックオプションとして新株予約権を発行する理由
企業価値向上への意欲を一層高めることを目的に、長期インセンティブとして株式報酬型ストックオプションを付与するものであります。

２．新株予約権の名称
株式会社協和エクシオ　第4回株式報酬型新株予約権

３．新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
取締役8名、執行役員20名　　新株予約権651個

４．新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式65,100株とする。
なお、新株予約権の割当日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等または株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

５．新株予約権の総数
651個とする。
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

６．新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した価額を払込金額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた新株予約権者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と払込に係る債務とを相殺する方法によりこれを支払うものとする。

７．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により付与される株式1株当たりの金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

８．新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月10日から平成44年7月9日とする。

９．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者が新株予約権を行使するには、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも有しないこととなることを要するものとし、取締役及び執行役員のいずれの地位をも有しないこととなった日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役または執行役員のいずれかの地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了日の1年前の日以降においては権利行使することができる。

② 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての株式報酬型の新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。

③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。

④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

１０．新株予約権の取得に関する事項

上記8に定める新株予約権を行使することができる期間中といえども、新株予約権者が以下に該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

① 新株予約権者が、上記9の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合

② 当社が消滅会社となる吸収合併に関する議案が当社の株主総会において決議された場合

③ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転に関する議案が当社の株主総会において決議された場合

１１．新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要することとする。

１２．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた金額とする。

新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

１３．組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4に準じて決定する。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間
上記8に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記8に定める期間の末日までとする。

⑤ 新株予約権の取得に関する事項
上記10に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記12に準じて決定する。

１４．端数の取り扱い

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

１５．新株予約権証券の発行

新株予約権者は、新株予約権に係わる新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

１６．新株予約権の割当日

平成24年7月9日

以　上